

構内自転車使用要領

第1条（目的）

第2条（使用範囲）

第3条（申請・登録・廃止等）

第4条（遵守事項）

第5条（所有会社における安全管理）

第6条（措置）

第7条（改廃）

第8条（施行）

（目的）

第1条

本要領は、東京エアカーゴターミナル株式会社（以下「TIACT」という）が管理する敷地内（以下「当ターミナル内」という）における自転車の安全使用に関して必要な事項を定めたものである。

（使用範囲）

第2条

- 1 当ターミナル内にて使用できる自転車（道路交通法に定められた自転車をいう。）は、原則としてTIACTが承認した自転車及び東京国際空港IDカード所持もしくは空港事務所の許可を得ている自転車でなければならない。
- 2 当ターミナル内にて自転車を使用することのできる者は、原則としてTIACT業務委託先、TIACTと賃貸借契約を締結した会社、及び関係官庁とする。
- 3 TIACTが承認した自転車については、TIACTが発行・付与する小型車両登録証（以下「登録証」という。）を貼付しなければならない。

（申請・登録・廃止等）

第3条

- 1 所有する自転車を当ターミナル内へ持ち込み・使用する会社は、事前にTIACT所定の申請書に必要事項を記入・提出し、TIACTより承認を受けなければならない。また、本登録申請を行う際に、当該会社内にて管理者を選任するものとする。
- 2 所有する自転車を当ターミナル内へ持ち込み・使用する者は、予めその保管場所を適切

に確保するものとする。

- 3 TIACTが発行する登録証は、自転車本体の見やすい場所に貼付するものとする。
- 4 自転車を入替・廃止する場合は、TIACTが定める手続きを行うものとする。

(遵守事項)

第4条

当ターミナル内で自転車を使用する者は、使用時に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令等及び当ターミナルの交通ルールを遵守して歩行者に危害を及ぼさない様にするなど、常に周囲の安全に留意して運転を行うこと。
- (2) 入退場は歩行者ゲートにて実施すること。入退場を行う際は、降車して通行すること。
- (3) 止むを得ず車道を横断しなければならない場合は、横断歩道を通行すること。
- (4) 携帯電話、喫煙等のながら運転は決して行わないこと。
- (5) 指定自転車置場以外の場所には駐輪しないこと。
- (6) 管理者は、登録した自転車の管理責任を負うものとし、使用不可能または不要な自転車を放置せず、速やかに撤去及び廃止手続きを行うこと。
- (7) 構内道路及び駐車禁止場所には駐輪しないこと。
- (8) 自転車置場において、き損・汚損するおそれのある行為は行わないこと。
- (9) 指定自転車置場においても、上記(6)号に掲げることを遵守すること。

(所有会社における安全管理)

第5条

当ターミナル内で使用する自転車は、防犯登録（公的なもの）を受けた車両で、前照灯・反射機材を装着しなければならない。

(措置)

第6条

- 1 TIACTは、未登録自転車、明らかに使用不可能な自転車などに警告書を取り付けることができるものとする。
- 2 警告書を取り付けてから、改善されないもの・放置されたものを撤去できることとする。
尚、この撤去に係る費用については、当該自転車を登録した者に請求するものとする。
- 3 上記の他、本要領に違反した者に対して、使用禁止等の措置を講ずることがある。

(改廃)

第7条

本要領は事業部が所管し、改廃は事業部長の決裁による。

(施行)

第8条

本要領は2011年8月9日から制定し施行する。

本要領は2014年2月10日から改正し施行する。

本要領は2014年8月1日から改正し施行する。

本要領は2016年2月10日から改正し施行する。